

家庭的保育事業における保護者負担額の改定について

家庭的保育事業の保護者負担額について、「保育利用者の負担の公平化」を図るため、見直しを行う。

1 見直しの考え方

平成 19 年度税制改正に伴う保育料徴収基準の変更と応能負担による階層見直しを行い、負担の適正化を図る。

2 改定案

現行階層	定義		現行負担額(円)	改定階層	改定負担額(円)	増減額(円)	改定率
A	生活保護受給世帯		0	A	0	0	-
B	前年分所得税 非課税世帯	住民税非課税世帯	0	B	0	0	-
C		前年度分住民税課税世帯	12,000	C	2,000	-10,000	-83.33%
D1	A階層を除き 前年分所得 税課税世帯	前年分所得税 50,000 円未満	18,000	D1	8,000	-10,000	-55.56%
		前年分所得税 50,000 円以上 100,000 円未満		D2			
D2		前年分所得税 100,000 円以上 103,000 円未満	22,000	D3	21,000	-1,000	-4.55%
		前年分所得税 103,000 円以上 200,000 円未満					
D3		前年分所得税 200,000 円以上 203,000 円未満	26,000	D4	27,000	1,000	3.85%
		前年分所得税 203,000 円以上 300,000 円未満					
D4		前年分所得税 300,000 円以上 428,000 円未満	30,000	D5	34,000	4,000	13.33%
		前年分所得税 428,000 円以上 653,000 円未満					
	前年分所得税 653,000 円以上	D6					

3 実施時期

平成 26 年 4 月